

阿南工業高等専門学校ホームページ管理運用規則

(平成14年 7 月30日)

(規 則 第 5 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）のWWWサーバー内に開設するホームページ（以下「公的なホームページ」という。）を利用した情報の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開する情報)

第2条 公的なホームページを利用して公開する情報は、次のとおりとする。

- (1) 本校の組織の概要等の情報
- (2) 本校の教育・研究活動等に関する情報
- (3) 本校の学生の学習・教育活動及び課外活動等に関する情報
- (4) 本校への入学志願者に対する情報
- (5) 本校が主催する事業等に関する情報
- (6) 悠久同窓会に関する情報
- (7) その他広報情報室委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める情報

(利用者の資格)

第3条 公的なホームページを利用して情報を公開することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本校教職員及び内部組織
- (2) 本校学生及び学生団体
- (3) 悠久同窓会
- (4) その他委員会が特に認めた者

(利用許可)

第4条 公的なホームページを利用して情報を公開する者（以下「利用者」という。）は、広報情報室委員長（以下「委員長」という。）に対し、ホームページの登録申請を行い、その許可を得なければならない。

- 2 委員長は、前項の申請があったときは、その可否を申請者に通知するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員長は、第1項の申請を許可したときは、利用者が公開する情報等をホームページ登録簿に記録しなければならない。
- 4 利用者は、公開する情報の内容を更新するときは、委員長に変更申請を行い、その許可を得なければならない。ただし、登録申請時に委員長の許可を得ているものは除くものとする。
- 5 利用者は、情報の公開を取り止めるときは、委員長にその旨を届け出なければならない。

(公開してはならない情報)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる情報を公開してはならない。

- (1) 公序良俗に反する情報

- (2) 営利を目的とする情報
 - (3) 公平性・信頼性に欠ける情報
 - (4) 個人又は団体を誹謗，中傷又は差別する情報
 - (5) プライバシーを侵害するおそれのある情報
 - (6) 人道的問題を引き起こすおそれがある情報
 - (7) 著作権等の知的所有権を侵害するおそれがある情報又は著作権者等の使用の許諾を得ていないものが含まれている情報
 - (8) 学校教育にふさわしくない情報
 - (9) その他委員会が不適切と判断した情報
- (作成者及び管理責任者)

第6条 公的なホームページを構成する各ページの作成者及び管理責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) トップページは委員会が行い、その管理責任者は委員長とする。
 - (2) 一般教養，各コース，専攻科，図書館及び各課（以下「各コース等」という。）のホームページの作成は各コース等が行い、その管理責任者は各コース等の長とする。
 - (3) 各委員会のホームページの作成は各委員会が行い、その管理責任者は各委員長とする。
 - (4) 各学生団体のホームページの作成は各学生団体が行い、その管理責任者は顧問教員等とする。
 - (5) 教職員個人のホームページの作成は各人が行い、その管理責任者は各人とする。
- 2 管理責任者は、管理を行うホームページに他のホームページをリンクさせるときは、当該ホームページに前条第1号から第9号までに掲げる情報が含まれていないことを確認しなければならない。
- 3 公的なホームページを構成する各ページについての全校的な調整は、委員会が行う。
- (利用許可の取消)

第7条 委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、公的なホームページの利用許可を取り消すものとする。

- (1) 利用者の資格を失ったとき
 - (2) 本規則に反したとき
 - (3) 申請に虚偽があったことが判明したとき
- (書き込み情報の取扱い)

第8条 管理責任者は、公的なホームページに閲覧者が書き込んだ情報（以下「書き込み情報」という。）が第5条各号の一に該当するときは、公的なホームページから当該情報を削除しなければならない。

- 2 管理責任者は、書き込み情報の適正な管理に努めなければならない。
- (著作権等への対応)

第9条 利用者は、公開する情報に他人が著作権を有するものが含まれている場合は、必ず著作権者の許諾を得てこれを使用しなければならない。著作権以外の知的財産権についても同様とする。

(学生への指導)

第10条 本校教職員は、本校学生が公的なホームページを利用して情報を公開する場合には、本規則及びネットワーク利用における基本的なモラルを遵守するよう指導を行わなければならない。

(リンクの設定)

第11条 公的なホームページに対する外部からのリンクの設定は、自由に行うことができるものとする。ただし、教育・研究以外を目的としてリンクの設定を行う場合は、委員会の承認を得なければならない。

(苦情等への対応)

第12条 公的なホームページの閲覧者から公開した情報について苦情等を受けたときは、当該苦情等を受けた者は、委員長に報告しなければならない。この場合において、委員長は、校長に報告するとともに、委員会において速やかに協議を行い、適切な処置をとるものとする。

(私的なホームページに対する制限)

第13条 本校教職員及び学生は、個人で私的に開設するホームページ（個人が私的に所属する団体が開設するホームページを含む。以下「私的なホームページ」という。）において、本校の名称（「阿南高専」等の略称を含む。）を使用する等により閲覧者に公的なホームページと誤って認識させるおそれのある私的なホームページを開設してはならない。

2 本校教職員は、私的なホームページを利用して職務上知ることができた情報を公開してはならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、公的なホームページを利用した情報の公開等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。